

<離婚届出後の手続について> お早めに手続をお願いします

R6.4~

手続	お持ちいただくもの		担当課等
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の預金通帳 年金手帳、または年金証書 	<ul style="list-style-type: none"> 本籍地が上越市以外の場合、他市区町村で課税されている場合は、別途書類が必要となる場合がありますのでこども家庭センターへご確認ください。 	こども家庭センター (1階) TEL 520-5726
ひとり親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証(申請者及び児童) 		
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の預金通帳 厚生年金に加入している場合は、申請者の健康保険証 児童が市外に居住している場合は、別途書類が必要となりますのでこども家庭センターへご確認ください。 		
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 児童の健康保険証 		
子どもが保育園・認定こども園に在園している場合は、教育・保育給付認定変更申請書を各園に提出してください。(用紙は各園にあります)			幼児保育課 (2階) TEL 520-5720
20歳以上60歳未満で厚生・共済年金の加入者で、夫(妻)の扶養となっていた人	<ul style="list-style-type: none"> 夫(妻)の扶養から抜けたことがわかるもの 年金手帳 		国保年金課 (1階) TEL 520-5716
国民健康保険の加入、脱退等(手続が不要の場合もあります。)	<ul style="list-style-type: none"> 夫(妻)の保険から脱退し、国民健康保険または他の保険に加入することになりますが、加入・脱退の状況によって手続が異なりますので、国保年金課へご確認ください。 		
厚生・共済年金の分割	<ul style="list-style-type: none"> お二人の婚姻期間について、厚生・共済年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をお二人で分割できます。離婚後2年以内に手続を行っていただく必要がありますので、必要書類は上越年金事務所へご確認ください。 		上越年金事務所 TEL 524-4115

※不足の持ち物があっても手続をお願いします。

上越市役所 TEL(025)526-5111